第四十一条第二項第一号及び第四十二条の二第二項第一号		母子年金の国民年金証書
第四十二条	（略）	国民年金額改定届（様式第七号）に、母子年金の国民年金証書を添えて、すみやかに、これ
	（略）	ならない。
	（略）	前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
	（略）	速やかに、氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、改定の事由及びその事由が生じた年月日を記載した届書
	（略）	ならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
第四十二条の三	国民年金額改定届	氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、改定の事由及びその事由が生じた年月日を記載した届書
第四十二条の三第一号、第四十三条第一項第一号及び第二項第一号	母子年金の国民年金証書当届	国民年金支給停止事由該当届
第四十三条	国民年金支給停止事由該当届	氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、支給停止の事由及びその事由が生じた年月日を記載した届書
	母子年金の国民年金証書当届	届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
（略）		
第四十四条、第五十五条及び第六十条の五	国民年金支給停止事由消滅届	氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、支給停止の事由が消滅した事実及びその事実が生じた年月日を記載した届書
（略）		

（新設）		（新設）
第四十二条	（新設）	（新設）
	（略）	国民年金額改定届（様式第七号）
	（略）	氏名、生年月日、住所、基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、改定の事由及びその事由が生じた年月日を記載した届書
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
第四十二条の三	国民年金額改定届	氏名、生年月日、住所、基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、改定の事由及びその事由が生じた年月日を記載した届書
（新設）	（新設）	国民年金支給停止事由該当届
第四十三条、第五十四条及び第六十条の四	（新設）	氏名、生年月日、住所、基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、支給停止の事由及びその事由が生じた年月日を記載した届書
（略）		
第四十四条、第五十五条及び第六十条の五	国民年金支給停止事由消滅届	氏名、生年月日、住所、基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、支給停止の事由が消滅した事実及びその事実が生じた年月日を記載した届書
（略）		